

# ホテル又は旅館における バリアフリー化の推進について

# 第16回部会における委員意見の概要

---

## 1. 方向性

- 一定の基準により、いろんな人が使えるようにすることが大切。
- 車椅子使用者のみならず、ユニバーサルデザインの観点を踏まえた検討も必要。
- 基準を見た人が、前提条件や目的が正確にわかるように、基準の根拠が必要。
- 当事者の意見が基本となるが、**100%**配慮してほしいだけでは通らないと思う。
- 一般客室を全ての人ができるようにするのは当たり前の話で、それでも難しい人が車椅子使用者用客室を利用すると認識。

## 2. 対象者

- 車椅子使用者や視覚障がい者など障害者手帳を持っている人だけが障がい者ではなく、高齢者で目や足が不自由な人も含め考えるべき。

## 3. 客室

- 通路幅等の数値を細かく決める場合には、検証が必要。

## 4. 情報提供

- 事前に障がい者が使えるかどうか選択できる情報を一元的に提供できないか。
- 情報提供では知的障がい者や精神障がい者等に対しても考慮する必要がある。

# ホテル又は旅館のさらなるバリアフリー化の考え方（案）

## 1. 一般客室におけるバリアフリー化の促進

- 超高齢社会の進展等を見据え、ユニバーサルデザインの視点に立ち、バリアフリー法で義務付けられた車椅子利用者用客室の整備に加えて、一般客室について、高齢者や肢体不自由者、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、妊産婦等一時的に移動の制限を受ける人々なども含め、より多くの人々が利用しやすいよう、バリアフリー化を促進する。

## 2. 車椅子利用者用客室のさらなるバリアフリー化

- 車椅子利用者用客室が車椅子利用者により円滑に利用しやすいように、客室出入口や便所及び浴室等出入口の戸を引き戸とする。

## 3. バリアフリー情報の公表

- ホテル又は旅館のバリアフリー整備の状況や、ソフト面の対応状況に関する情報の公表を所有者又は管理者に義務付けるとともに、府がホテル又は旅館のバリアフリー情報を一元的に提供する。

## ホテル又は旅館の一般客室のバリアフリー化の考え方（案）

---

- ユニバーサルデザインの視点に立ち、高齢者や障がい者等を含め、より多くの人が利用しやすいよう、一般客室のバリアフリー化を促進する。
- 客室面積が広い一般客室では、車椅子使用者が利用しやすいようにユニットバスに入るための通路幅やユニットバス内の便所や浴槽等、洗面台等への寄付き、方向転換スペース等の確保がされやすいことから、車椅子使用者を含めた高齢者や障がい者等に配慮した基準とする。【おおさかユニバーサルデザインルームⅡ基準】
- 客室面積が狭い一般客室では、車椅子使用者が利用しやすいようにスペース等の確保が物理的に困難であることから、高齢者や障がい者等に配慮した最低限の基準とする。【おおさかユニバーサルデザインルームⅠ基準】
- 段差等のない一般客室に情報伝達設備や備品の貸し出しを組み合わせることにより、視覚障がい者や聴覚障がい者にとって使いやすい客室の提供につなげる。  
→ 情報伝達設備や備品の貸し出し状況は、バリアフリー情報の公表制度で対応

# 大阪府福祉のまちづくり条例等における一般客室の規定整備（案）

---

## 1. 対象

- 新築、増築、改築又は用途変更の部分の床面積の合計が**1,000m<sup>2</sup>**以上のホテル又は旅館（次のものを除く）の一般客室
  - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業の用に供する施設
  - ・ 旅館業法において簡易宿所営業の施設に該当する施設

## 2. バリアフリー基準

### 〈一般客室までの経路基準〉

- 道等及び駐車場から客室までの経路に段を設けないこと。

## 〈一般客室の基準〉（和室は除く）

### （１）おおさかユニバーサルデザインルームⅠ基準

対象：1ベッド客室：18㎡未満、2ベッド以上客室：22㎡未満（義務）

基準：① 客室の出入口の幅：80cm以上

② 客室内に階段又は段を設けないこと

ただし、次に掲げる場合は除く

- ・ 同一客室内において 複数の階がある場合
- ・ こう配 1 / 12を超えず、幅70cm以上の傾斜路を併設する場合
- ・ 浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差※1を設ける場合

③ 客室内の便所及び浴室等（浴室又はシャワー室）の出入口の幅：  
70cm以上

④ 便所及び浴室等には、手すり等が適切に配置されるよう努めること

### 【技術的運用】

※1 防水上の観点から一般的に客室部分との間に2cm程度の段差が必要となることから、それを許容するものを基本とする。

## (2) おおさかユニバーサルデザインルームⅡ基準

対象：1ベッド客室：18㎡以上、2ベッド以上客室：22㎡以上（義務）

1ベッド客室：18㎡未満、2ベッド以上客室：22㎡未満（努力義務）

基準：① 客室の出入口の幅：80cm以上

② 客室内に階段又は段を設けないこと（ただし書きは（1）と同様）

③ 客室内の便所及び浴室等の出入口の幅：75cm以上

④ 客室出入口から1のベッド並びに1の便所及び浴室等までの経路の幅：80cm以上 ただし、便所及び浴室等の出入口に至る経路が直角路となる場合は、当該出入口付近における経路の幅は100cm以上※1

⑤ 車椅子使用者が便器、浴槽等（浴槽又はシャワー室の洗い場）及び洗面台に寄付けること※2

⑥ 客室内に車椅子使用者が方向転換するための空間を1以上確保すること※3

⑦ 便所及び浴室等には、手すり等が適切に配置されるよう努めること

⑧ 客室、客室内の便所及び浴室等の出入口に設ける戸は引き戸とするよう努めること  
（自動的に開閉する構造の場合を除く）

## 【技術的運用】

### ※ 1 (客室出入口から1のベッド並びに1の便所及び浴室等までの経路の幅)

- 1以上のベッドまでの経路は、車椅子使用者がベッドに移乗できるよう、ベッドの側面（長辺側）に確保する。
- 家具等の下部に車椅子のフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。※3も同様
- ベッドの移動等、客室のレイアウトの変更による対応でも可とする。※3も同様

### ※ 2 (車椅子使用者が便器、浴槽等及び洗面台に寄付けること)

- 便器、浴槽等及び洗面台の3点ユニットバスの場合、長辺入りでは**1418**以上、短辺入りでは**1620**以上とすることを基本とする。
- 便器、浴槽等、洗面台及び出入口を適切に配置し、便器、浴槽等及び洗面台に車椅子使用者が寄付けるようにする。
- 便所、浴室等又は洗面台が独立している場合は、それ以外の便器、浴槽等又は洗面台に車椅子使用者が寄付けるよう、出入口の配置や扉の形状、スペースの確保等を行う。

### ※ 3 (客室内に車椅子使用者が方向転換するための空間を1以上確保すること)

- 直径**120cm**以上（又は**120cm**以上×**120cm**以上）のスペースが確保されていることを基本とする。



# 大阪府福祉のまちづくり条例等における車椅子利用者用客室の規定整備（案）

---

次の基準を大阪府福祉のまちづくり条例に追加

## （１）客室の出入口の戸

- 客室の出入口に設ける戸は引き戸とする  
（自動的に開閉する構造の場合を除く）

## （２）客室内の便所及び浴室等の出入口の戸

- 客室内の便所及び浴室等の出入口に設ける戸は引き戸とする  
（自動的に開閉する構造の場合を除く）

# 大阪府福祉のまちづくり条例等におけるホテル又は旅館の規定整備の概要（案）

	1. 一般客室		2. 車椅子 使用者用客室
	18㎡未満	18㎡以上	
1ベッド客室			
2ベッド以上客室			
<b>(1) おおさかユニバーサルデザインルーム I 基準※</b> ①客室出入口幅 <b>80cm</b> 以上 ②段差解消（約2cm以下） ③浴室等の戸幅 <b>70cm</b> 以上	←————→		←————→
<b>(2) おおさかユニバーサルデザインルーム II 基準※</b> (1)①②+ ④浴室等の戸の幅 <b>75cm</b> 以上 ⑤1ベッド、浴室等までの通路幅 <b>80cm</b> 以上 （浴室等戸の前は <b>100cm</b> 以上） ⑥洗面台等への車椅子寄付き （長辺入りユニット <b>1418</b> 以上） （短辺入りユニット <b>1620</b> 以上） ⑦方向転換スペース直径 <b>120cm</b> 円	←- - - - -→	←————→	←————→
<b>(3) 客室及び浴室等の出入口の戸</b> ○引き戸		←- - - - -→	←————→
<b>(4) バリアフリー情報の公表義務化</b> ○整備状況等に関する情報	←————→		

※ 便所及び浴室等の手すりの設置の努力義務は本図から除く。

基準あり   
 これからの基準   
 努力義務

# 大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインへの追記事項（案）①

## 【車椅子利用者用客室】

- 客室 ・客室総数が**50**未満の場合でも、**1**以上の車椅子利用者用客室を設けることが望ましい。
- 便所、浴室等 ・直径**150cm**以上の円が内接できるスペース（又は**140cm**以上×**140cm**以上のスペース）を設けることができない場合には、車椅子使用者が腰掛け便座等に移乗しやすいように、幅**80cm**以上×奥行き**120cm**以上のスペースを設ける。
- ・便所、浴室等の出入口（有効幅員**80cm**以上）に至る車椅子使用者の経路が直角路となる場合には、便所・浴室等の出入口付近における通路の有効幅員は、**100cm**以上とする。
- 出入口 ・非接触型カード錠のカードリーダーは、床から**100cm**～**120cm**程度の高さに設ける。
- ・錠（電気錠を含む）は、施錠の操作がしやすいものとし、操作がしやすい高さに設けるとともに、緊急の場合には廊下側からも解錠できるものとする。
- ベッド ・ベッド上から手の届く位置に、緊急通報ボタンを設けることが望ましい。
- ・室内の電話機は、ベッドから手が届く位置に設けることが望ましい。
- 照明 ・照明は、リモコンやタブレット等で操作できるものとすることが望ましい。
- ・室内の照明は、間接照明とし、光源が利用者に直接見えないように配慮する。

## 大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインへの追記事項（案）②

### 【一般客室】

- 出入口 ・非接触型カード錠のカードリーダは、床から**100cm～120cm**程度の高さに設ける。  
・錠（電気錠を含む）は、施錠の操作がしやすいものとし、操作がしやすい高さに設けるとともに、緊急の場合には廊下側からも解錠できるものとする。
- 客室内 ・車椅子使用者が**360°**回転できるよう、直径**150cm**以上の円が内接できるスペース（又は車椅子使用者が**180°**転回（方向転換）できるよう、**140cm**以上×**140cm**以上のスペース）を、1以上設けることが望ましい。ベッドの移動等、客室のレイアウトの変更による対応でもよい。
- 便所 ・車椅子使用者が腰掛便座等に移乗しやすいように、幅**80cm**以上×奥行き**120cm**以上のスペースを設けることが望ましい。
- 浴室等 ・車椅子使用者が浴槽や入浴用椅子等に移乗しやすいように、幅**80cm**以上×奥行き**120cm**以上のスペースを設けることが望ましい。
- 手すり ・浴槽を設ける場合、浴槽出入り、浴槽内での立ち座り・姿勢保持等のための手すりを設けることが望ましい。
- ベッド ・ベッド上から手の届く位置に、緊急通報ボタンを設けることが望ましい。

# 大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインへの追記事項（案）③

## 【案内表示、情報伝達設備等】

- 室名表示
- ・室名表示及び客室出入口の戸等に設ける避難情報及び避難経路の表示は大きめの文字を用いる、漢字はひらがなを併記する、図記号等を併記する等、高齢者、障がい者等にわかりやすい表現とすることが望ましい。
  - ・室名表示及び客室出入口の戸等に設ける避難情報及び避難経路の表示は、文字・図記号、図、背景の色の明度、色相又は彩度の差を確保したものとすることが望ましい。

## 設備・備品等の設置又は貸出

- ・フラッシュライト等の火災警報装置（光警報装置）の設置等のハード面（施設整備）のほか、点滅や振動によって伝える室内信号装置の貸し出し等、聴覚障がい者等への非常時の情報伝達に配慮することが望ましい。

## 【解説図】

### 室番号の浮き彫り表示の例



- ・視覚障がい者に部屋の番号が分かるように、部屋番号を浮き彫りにしたものを設置することが望ましい。
- ・色覚障がい者に配慮し、数字と背景の色の組み合わせを工夫することが望ましい。

# ユニットバスメーカーの対応状況

## Ø 3点式ユニットバス等の比較

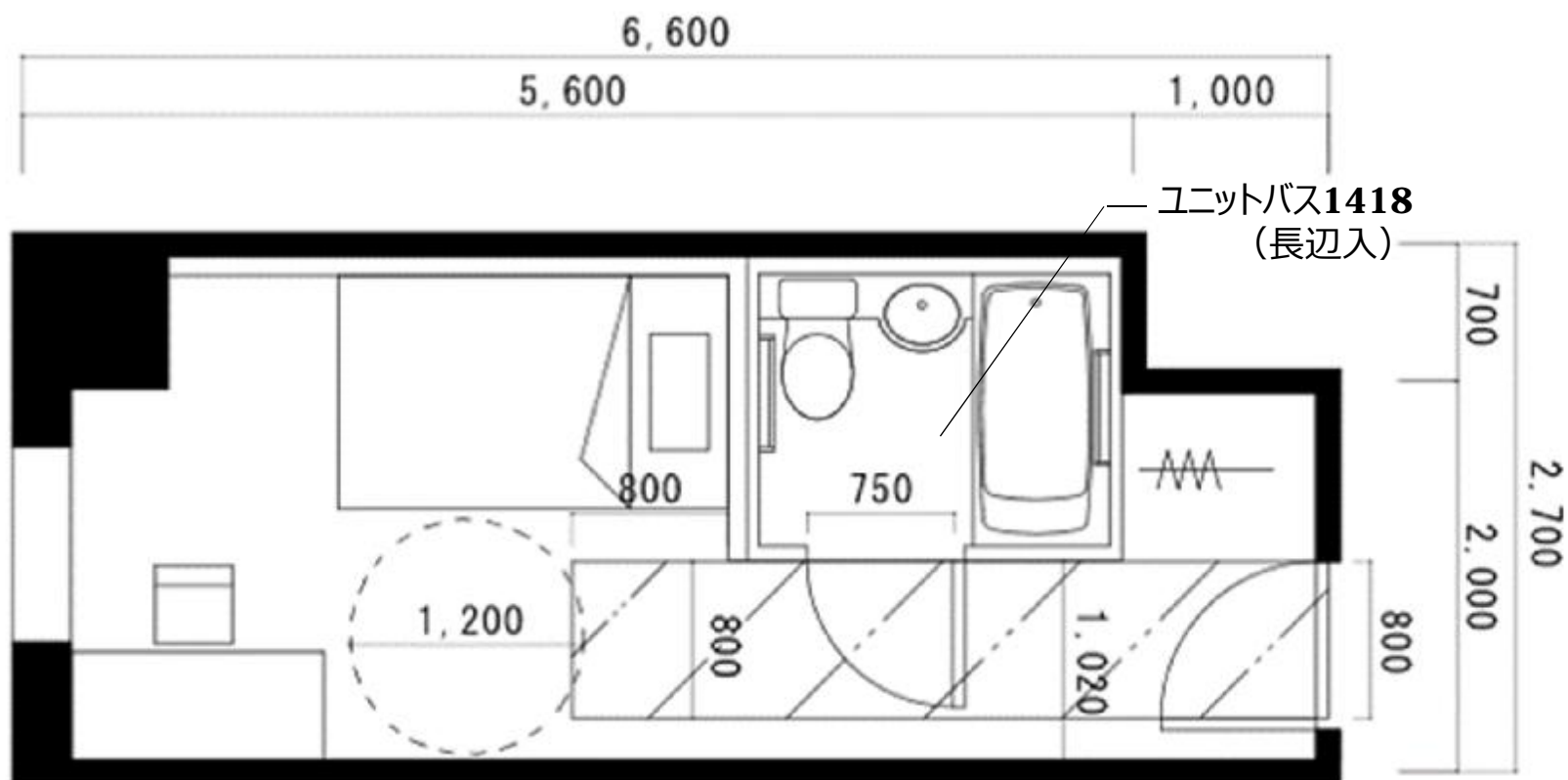
	3点式ユニットバス					シャワーユニット		
	戸の幅70cm以上		戸の幅75cm以上		段差 (mm)	戸の幅 70cm 以上	戸の幅 75cm 以上	段差 (mm)
	1216	1418以上	1216	1418以上				
A社	○	○	○	○	(共通) 21~28	○	○	5
B社	○	○	×	○	(1216) 約15 (1418) 21~30	×	×	—
C社	○	○	×	○	開発中	製品なし		—
D社	×	製品なし	×	製品なし	—	×	×	—

※ 1216とはユニットバスの寸法（内法で1200mm×1600mm）

# おおさかユニバーサルデザインルームⅡ 客室面積18㎡の検証

## 【1ベッド客室】

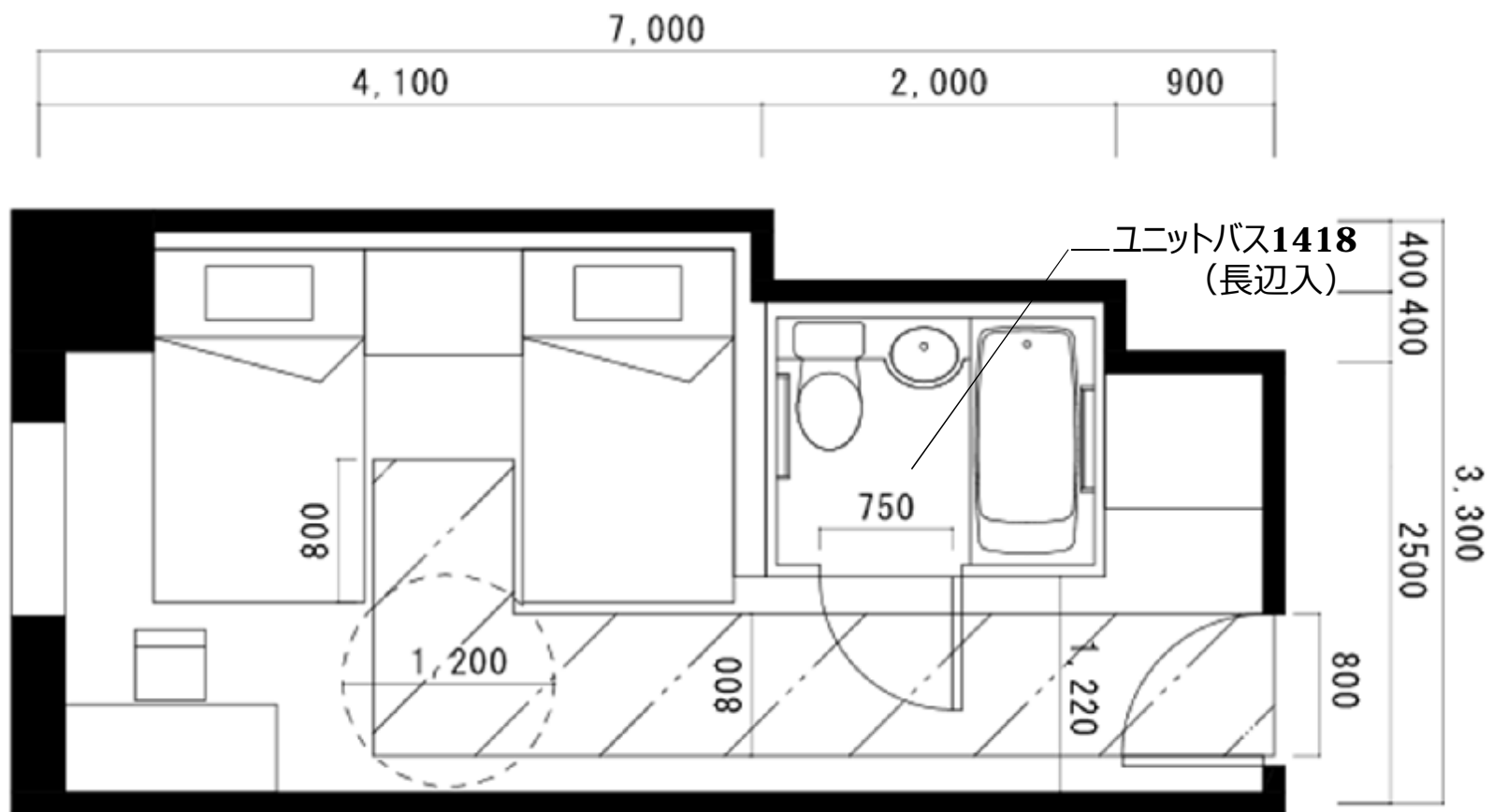
客室面積 17.1㎡



# おおさかユニバーサルデザインルームⅡ 客室面積22㎡の検証

## 【2ベッド客室】

客室面積 21.6㎡





## 大阪府福祉のまちづくり条例等におけるバリアフリー情報公表の規定整備（案）①

### 【バリアフリー情報の公表義務】※床面積1,000㎡以上で新設の施設

- ・ホテル又は旅館を営む者（以下「営業者」という。）は、インターネットの利用その他の方法により公表。

### 【既存施設におけるバリアフリー情報の公表努力義務】※床面積1,000㎡以上で新設以外の施設

- ・既存施設の営業者は、インターネットの利用その他の方法により公表するよう、努める。

### 【バリアフリー情報公表計画書の届出】

- ・営業者は、計画書を作成し、営業する前までに、届け出る。

### 【バリアフリー情報公表計画書の公表】

- ・知事は、計画書の届出の概要を公表。

### 【報告の徴収】

- ・知事は、公表の実施状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

### 【勧告】

- ・知事は、正当な理由なく届出をしないときや公表をしないとき等は、勧告することができる。

### 【勧告に従わない者の公表】

- ・知事は、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、勧告に従わない者の氏名又は名称及び住所、ホテル又は旅館の名称及び住所、並びに勧告の内容等を公表することができる。

# 大阪府福祉のまちづくり条例等におけるバリアフリー情報公表の規定整備（案）②

項目	内容		
対象施設	用途：ホテル又は旅館 規模：床面積の合計1,000㎡以上 適用：新築等の施設 ⇒ 義務 既存施設 ⇒ 努力義務		
公表項目	公表項目	特記事項	
	①	駐車場の有無	車椅子利用者用駐車区画を含む
	②	建物入口までの段差の状況	スロープ等の設置状況
	③	案内設備又は受付フロントの有無	点字案内板、視覚障害者誘導用ブロック
	④	エレベーターの有無	福祉基準への適合状況
	⑤	車椅子利用者用便所の有無	オストメイト設備を含む
	⑥	車椅子利用者用客室の有無	適合客室の数、間取り図
	⑦	おおさかユニバーサルデザインルームⅡの有無	適合客室の数（努力義務規定：間取り図、出入口・経路の幅等）
	⑧	おおさかユニバーサルデザインルームⅠの有無	適合客室の数（努力義務規定：間取り図、出入口・経路の幅等）
⑨	ソフト対応の有無	車椅子、シャワーチェア等の貸出 据置き型スロープの貸出（便所又は浴室等） 客室内の非常時警報ランプ又は呼出し用バイブレーションの貸出など FAX、Eメール等による受付フロントとの連絡対応 筆談や手話による対応 多言語による対応（受付、利用案内等） 客室までの誘導案内や移動時の介助 ルビ振りやイラストの入ったパンフレットや映像による利用案内	
表示方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ピクトサイン（JIS Z 8210）を用いるなど、高齢者や障害者等に分かりやすい表示とする。（音声読み上げソフトにも対応できるよう、テキスト情報を併記する。）</li> <li>・対応ができていない項目についても、その旨を表示する。</li> </ul>		
公表方法	① インターネットの利用 ② パンフレット等への掲載 ③ その他、知事が適当と認める方法 原則として、①による方法により行わなければならない。		

# ピクトサインを活用したバリアフリー情報の公表例（兵庫県）

凡例			
	設備がある場合 (青色表示)		設備がない場合 (灰色表示)

[図記号（ピクトグラム）の説明（PDF：64KB）](#)

駐車場	敷地内 通路 (建物前)	主な外部 出入口	トイレ	誘導案内	昇降設備	観客席	宿泊設備	乳幼児 コーナー	その他
説明	<p>南側出入口は階段のみ、北側出入口は平坦となっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● バリアフリー設備完備の共用トイレは5階と10階にございます。</li> <li>● 車椅子利用者利用客室及び音声案内付客室は館内にそれぞれ2部屋ご用意しております。空室状況、室内設備の詳細等につきましては、お電話またはFAXにてお問い合わせください。</li> <li>● 乳幼児のお子様用にベビーベッドを無料でお貸ししております。ご利用の際は、フロントへお申し出ください。</li> <li>● 手話による対応が可能です。</li> </ul>								

# 万博開催時に車椅子使用者が利用できる客室数の推計と不足数

## 【万博開催時の1日当たりの宿泊を伴う車椅子使用者数の推計】

- ・ 入場者のうち宿泊を伴う入場者数の推計 ⇒ **364,000人/日** ※ ビッド・ドシエより  
うち車椅子使用者数の推計 ⇒ **1,674人/日** ※ 厚労省データ等により算出
- ・ **2024年度末時点**の宿泊者数の推計 ⇒ **128,843人/日** ※ 直近5年のトレンド  
うち車椅子使用者数の推計 ⇒ **592人/日** ※ 厚労省データ等により算出

---

万博開催時の車椅子使用者数の推計（合計） ⇒ **2,266人/日**

## 【現行基準で2024年度までに供給される車椅子使用者用客室数の推計】

- ・ **2007-2017年度**までの推計 ⇒ **160室** ※ 旅館業法許可データ等
- ・ **2018-2024年度**までの推計 ⇒ **305室** ※ 直近5年のトレンド

---

**2024年度時点**の車椅子使用者用客室数の推計（合計） ⇒ **465室**

【車椅子使用者用客室不足数の推計】 **2,266 - 465 = 1,801室**

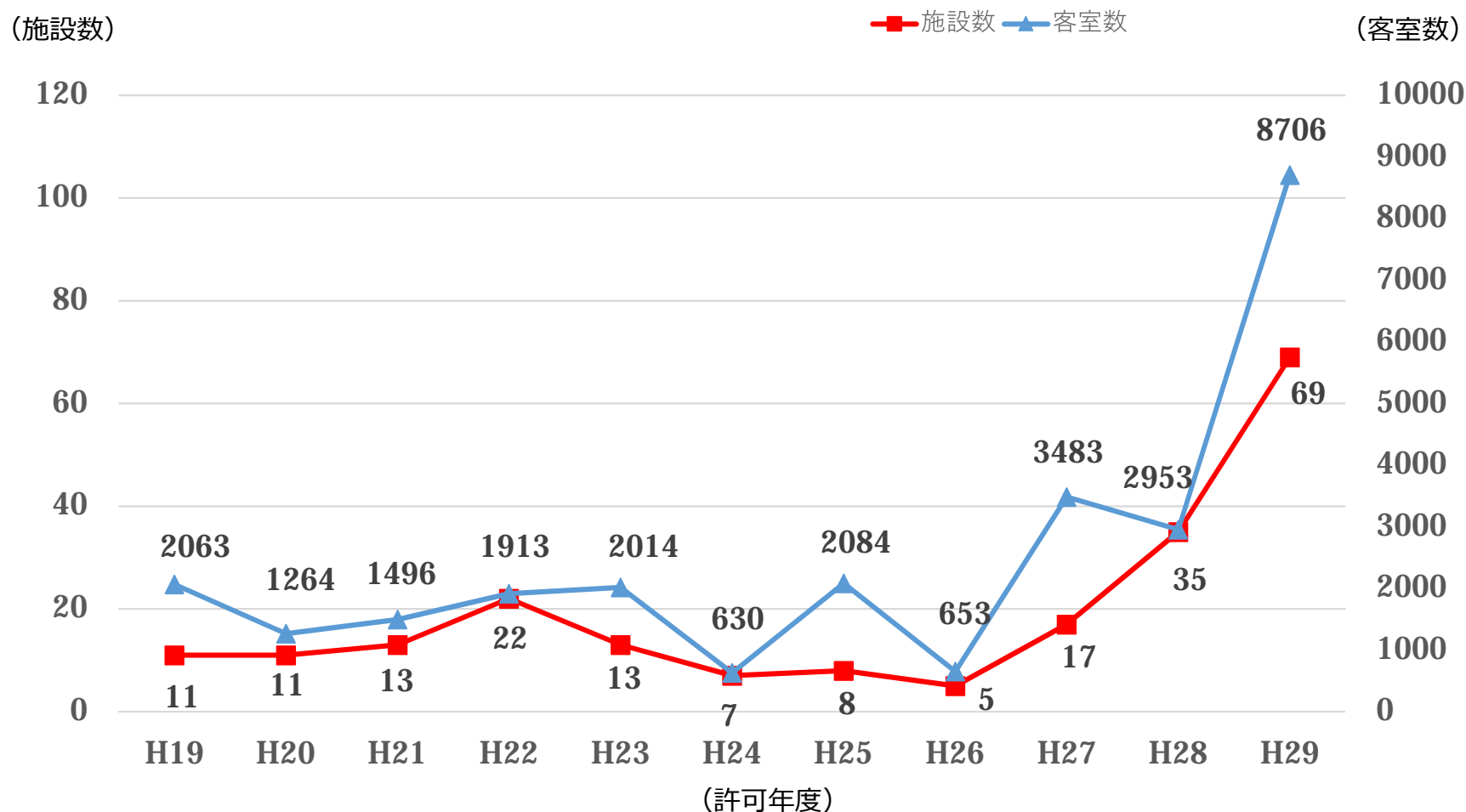
【万博までの整備見込み（2021～2024）の一般客室数の推計】 ⇒ **14,092室**

※ 直近5年のトレンド

【おおさかユニバーサルデザインルームⅡの推計】 **14,092 × 20.9% = 2,945室**

# 大阪府内のホテル・旅館の年度別供給施設数・客室数の推移

○ 平成27年度から増加が始まり、29年度に急激に許可等件数が増えている。



※大阪府内の平成19年度～平成29年度までに旅館業法の営業許可を受けた1000㎡以上のホテル・客室が対象

## ホテル等の面積別、タイプ別客室数の実績

		12㎡以下	13～17㎡	18～21㎡	22㎡以上	全体
シングル	実数	4,451	4,207	843	226	9,727
	割合	45.7%	43.3%	8.7%	2.3%	100%
ダブル	実数	465	2152	559	775	3,951
	割合	11.8%	54.5%	14.1%	19.6%	100%
ツイン	実数	97	2133	2650	1,876	6,756
	割合	1.4%	31.6%	39.2%	27.8%	100%
合計	実数	5,013	8492	4052	2877	20,434
	割合	24.5%	41.6%	19.8%	14.1%	100%

※ 大阪府内における平成18年12月～平成29年度末までに旅館業法の許可を受けた、延床面積1,000㎡以上の施設27,259室のうち、ホテルHP及びじゃらんにより客室タイプ別室数と面積が把握できた施設を大阪府で集計

※ 1ベッド客室：18㎡以上、2ベッド客室：22㎡以上の割合

$$(843 + 559 + 226 + 775 + 1,876) \div 20,434 \times 100 = 20.9\%$$

# バリアフリー基準案に対する意見と大阪府の見解 ①

## 【当事者ヒア】

- 車椅子利用者用客室には1ベッドの客室がある。2ベッドの客室では料金が高くなる。一人でも泊まれる面積の狭い1ベッドの客室も車椅子で利用できるようにしてほしい。  
→ 「おおさかユニバーサルデザインルームⅡ基準」について、1ベッド客室（**18㎡**以上）を規定。

## 【設計事務所ヒア】

- 客室面積**16㎡**程度の場合、間口が**2.5m**程度となり、「おおさかユニバーサルデザインルームⅡ基準」に適合するのは困難。  
→ 1ベッド客室：**18㎡**以上、2ベッド以上客室：**22㎡**以上の客室に基準を適用。
- 「おおさかユニバーサルデザインルームⅡ」について**22㎡**以上等の面積で分ける基準だと、条例のがれや、商品の多様化の妨げになる。一般客室への基準ではなく、車椅子利用者用客室の義務室数を増やしてはどうか。また、「おおさかユニバーサルデザインルームⅡ基準」を一定割合としてどうか。  
→ 車椅子利用者用客室を増やすことは、ホテル事業者からの反対意見が多く困難。  
→ 「おおさかユニバーサルデザインルームⅡ」は、車椅子利用者が利用するためのスペース等が確保しやすく、それほど負担とならない広い客室のホテル等を対象としており、ビジネスモデル等を変更してまで条例のがれすることは少ないものと考えている。  
本規定は全ての一般客室におけるユニバーサルデザインの視点に立った基準であり、一定割合を設けることは運営上も特別な扱いとなり、本視点にそぐわないと考える。



## バリアフリー基準案に対する意見と大阪府の見解 ②

### 【設計事務所ヒア】

- 「おおさかユニバーサルデザインルームⅠ基準」（東京都相当基準）は、一定規模以上としてはどうか。段差の解消による階高アップや扉の**80cm**以上確保はホテル建設に影響するのではないか。
  - 「特に影響がない」との意見もあり、今後、ホテル等事業者にはアリングを実施予定。
- 客室出入口の扉を引き戸にした場合、**PS**との関係で対応が困難な場合がある。ホテルの場合遮音性能も重要で、商品価値に影響が大きい。
  - 引き戸の場合、化粧鋼板では**T-1（25db遮音）**の製品あり。開き戸の場合（**T-2（30db遮音）**）より遮音性能は落ちるが、引き戸を採用しているホテルへのアリングでは、音に対する苦情は出ていないことから、本基準案で問題ないとする。

### 【メーカーヒア】

- 現状では、**14×18**及び**16×20**ユニットで出入口の有効幅**75cm**以上のユニットはあるが、水勾配の関係で出入口に**2～3cm**程度の段差が生じる。
  - 便所及び浴室等は、防水上の観点から一般的に客室部分との間に**2cm**程度の段差が必要と技術的運用を行う予定。これを補完するため、バリアフリー情報の公表の項目に、便所又は浴室等における据置き型スロープの貸出を記載している。
- 「おおさかユニバーサルデザインルームⅡ基準」で、便所や浴室等を別にした場合、シャワー室のユニットで、出入口の有効幅**75cm**以上の確保は困難。
  - 幅**75cm**以上の製品もあることから、今後さらに開発されることを期待する。